

付編. 文献史料にみる中世城館の構成

川崎町所在の城館址本城山には、砂金氏居住の由の伝承がある。

『宮城県史』所収「仙臺領古城書立之覚」の柴田郡の項には、砂金氏に関する次の二つの記載がある。

本砂金村

一本砂金城 東西二十間
南北十四間

右城主政宗家來砂金兵衛ト申者二御座候、砂金佐渡親二御座候

前川村

山
一前川城 東西百間
南北六十間

右城主右同斷

字前川所在の本城山は、上記書立の前川城に比定される。ところが、『仙臺叢書』所収「仙臺古城書上」⁽²⁾では、後者前川城の記載の代りに、次の記事を掲げている。

山
前川邑川崎町
一前川城 同百間
六十間

城主砂金兵衛末孫臨吉重常、宗明代家斷絶、宗明ハ伊達安藝宗元弟三男、今ハ川崎要害ト云、伊達織部村詮享保八年ヨリ住

「今ハ川崎要害」と称されるこの前川城は、先述の前川城とは別の存在で、先述前川城が退転した後に場所を移して新たに構築されたのであり、同時に先述前川城の址が本城山と称されるようになったと思われる。従って、かつて館址本城山は本前川城と称されたことがあったに違いない。

城主砂金氏について、知見の若干を述べておこう。

砂金氏は、「先祖代々奥州柴田郡砂金邑ヲ領シテ氏トス」由、『性山公治家記録』⁽³⁾に記されている。

元龜元年四月、中野常陸宗時と牧野弾正忠久の謀叛に際して、「此時柴田郡砂金ノ領主砂金左衛門貞常家卒ヲ率ヒ出迎テ働」⁽⁴⁾いており、天正四年八月には、相馬表にたいする出陣に当って、砂金又次郎が備頭の一人として連判誓詞を奉じている。⁽⁵⁾

『貞山公治家記録』天正十五年四月二十五日條に、次のような記事がある。⁽⁶⁾

「伊藤肥前便宜二就テ、砂金又次郎實常、同又七郎[・]知不[・]二御書ヲ賜フ、今度誓書ヲ以テ存分申扱、喜悅シ玉フ、向後ハ世間何様ノ表裏アリトモ、合點シ玉フヘカラス、若シ聞及ヒ玉フ事アラハ、直二御理リニ及ハルヘシ、無故義ナラバ申分ル事眉肝要ナリ、委細伊藤肥前申スヘキ旨著サル」

これによると、砂金氏が何らかの疑惑をかけられ、これにたいして無実の旨を陳辯、かつは誓書を呈して、幸いと政宗の理解を得たことが知られる。治家記録が注釈を加えているように、砂金氏の所領は、伊達家と確執の深い最上領と接しており、またその居城が二口・笹谷両道を抑える枢要の位置を占めていた故に、とかく「最上ニ内通ス」との雑説が生じ易かったのであるろう。

藩政期に入つての砂金氏は、家格太刀上、五百石の俸を以って遇せられた。

館址本城山、つまり本前川城と、発掘調査の結果明らかになった北方低地の本屋敷遺跡に展開する町割状遺構との関係をどのように考えたならよいのかという課題がある。出土遺物より推すに、同町割状遺溝の時期が十六世紀後半を中心とする時期に限られることや、武士の居住区的色彩が窺えることが分っている。

ただ、東北地方、戦国期に於ける城館の構造についての、文献上の知見は極めて限られている。当時の城絵図が残っているとすればまさに一等史料であるが、望むべくもない。『仙臺領古城書立之覚』の類も、前掲の如く、所在、名称に加えて本丸・二ノ丸の大まかな規模を記すにとどまっている。

このため、当時城館の構造、各部位名、また防禦機能等を把握するうえで、一見無縁な治家記録などの城攻めの記述を活用することができないかと考えてみた。城攻めの展開相を類型化し、それらを比較検討して共通する事項を摘出することにより、基本的な構造を理解しようというのである。先ず、類型化の操作方法について説明しておく。

(一) 須賀川城の場合

(ア) 今日須賀川へ御働キ、少々町口へ敵打出タリシヲ見合セ、無理ニ推込マセ二百餘騎討棄、早速町溝ヲ破ラル、然ルニ守屋筑後方手合ニ及タル故ニ、彌敵ク御執扱ヒ、帳内マテ打敗リ給ヒテ御隙ヲ明ケラル

(イ) 今日廿六日、すか川へはたらき候ところニ、せうせうまちぐちへいてき候ところ見あはわせむりニおしこませ、二百きあまりうちすて、まちかまへすなはちとりやふり候ところニ、もりや方てあはせ候間、いよいよきふくとりあつかい、みちやうまでとりやふりひまをあけ候

(ア)は、『貞山公治家記録』天正十七年十月二十六日條所収、片倉小十郎宛政宗書状⁽⁷⁾の要約文である。また、(イ)は、同じ政宗書状で、『政宗君記録引證記』⁽⁸⁾所収の記事である。(ア)よりも(イ)が原文に近いことはいうまでもない。

これらの記述に拠り、伊達家による須賀川城進攻が、(ア)では

町口ー町溝ー帳内

と展開し、また、(イ)では

まちくちーまちかまへーみちやう

と推移したのだと要約することが可能である。これらが類型化の作業である。更に・同須賀川攻めに関して、『貞山公治家記録』同日條中の(ウ)箇所では

両虎口ー外構

(9)

(エ) 箇所では

(10)

虎口ー北町ー本丸

という風に類型化することができる。

通常の城攻めは、城郭の外辺から中心部へ及びそして終結するのであるから、戦闘局面の推移がそのまま須賀川城各防禦部位の構成状況を示すことになる。また、(ア)から(エ)までの類型を重ね合わせてみると、同城について二つ以上の町口があり、「虎口」と意識されていたこと、同じく複数の町構があつて、北町・南町と呼ばれていたらしいこと、更に、当時本丸にたいして、いささか古風な「みちやう」という呼称のあつたことが知られてくるのである。以下、同様各城について類型を求めた結果である。

(二) 古河城(天文五年六月二十五日)

(11)

(ア) 外構ー(本城)

(三) 鮎貝城(天正十五年十月十四日)

(12)

(ア) 町曲輪ー実城

(四) 中新田城(天正十六年二月二日)

(ア) 町旋輪(二三の旋輪)ー町構ー本丸

(13)

(イ) 町曲輪(二三の曲輪)・町構ー本丸

(14)

(五) 大蔵城(天正十六年壬五月十七日)

(ア) 町曲輪ー城中

(15)

(イ) 町

(16)

(六) 阿子嶋城(天正十七年五月四日)

(ア) 町構ー三ノ曲輪

(17)

(イ) 外城

(18)

(ウ) 町構ー施一城

(19)

(エ) 外城一城

(20)

(七) 高玉城(天正十七年五月五日)

(ア) 二・三ノ丸ー本丸

(21)

(イ) 町曲輪ー実城

(22)

(ウ) 町構ー(実城)

(23)

- (エ) 町一実城⁽²⁴⁾
- (オ) 町構一実城⁽²⁵⁾
- (カ) 二・三ノ旋一本丸⁽²⁶⁾
- (八) 駒峯城(天正十七年五月十九日)
 - (ア) 二ノ曲輪一本丸⁽²⁷⁾
 - (イ) にのくるは一本のまる⁽²⁸⁾
 - (ウ) 外旋輪一本丸⁽²⁹⁾
- (九) 佐沼城(天正十九年六月二十七日)
 - (ア) 町曲輪一西館一城⁽³⁰⁾
 - (イ) 町一西曲輪一本丸⁽³¹⁾
- (十) 白石城(慶長五年七月二十四日)
 - (ア) 町屋・外曲輪一三ノ丸一三ノ丸ノ外帯曲輪⁽³²⁾
 - (イ) 南ノ丸・中ノ丸・二ノ丸一本丸⁽³³⁾
 - (ウ) 町一二・三ノ丸一本丸⁽³⁴⁾
 - (エ) 町曲輪一城⁽³⁵⁾
 - (オ) 町一二・三ノ丸一本丸⁽³⁶⁾
- (廿) 福嶋城(慶長五年十月六日)
 - (ア) 福嶋町一福嶋町曲輪一城⁽³⁷⁾
 - (イ) 町之内一町曲輪一城⁽³⁸⁾

以上、類型の比較検討を通して、基本型を「町一実城」に求めることができる。地形や規模の大小はこの際無視して差支えない。換言するなら、城攻めの展開にみる各城防禦施設は大別して「実城」と「町」の二分野から構成されているということである。

「実城」は、所謂、狭義の「城」で、類型諸例中の城、城中、二・三の丸の他、(九)・(イ)の中ノ丸や南の丸もこのなかに包括される。

「町」には、福嶋町のような狭義の町の他に、町構、町曲輪が含まれる。

天正十五年十月十六日付泉田安芸宛政宗書状に、⁽³⁹⁾ 鮎貝城攻めに関して、

「即刻令出馬、町際迄押詰五十餘人討取、方々令放火候」

という記述がある。この記述に対応する『貞山公治家記録』の記事には

「即時ニ鮎貝城ニ御出馬アリ、御人数急ニ町曲輪ニ押詰メ、五十餘人討捕り、所々ニ火ヲ放テ攻戦フ」⁽⁴⁰⁾

とある。

前者記述中「町際」は、町の際と解するのだろうが、後者は、この語に「町曲輪」を対応さ

せているので、町と町曲輪とは同義、若しくは、町曲輪が広義の町のなかに内包されているのだとの理解があったと考えられる。

また、天正十七年五月八日付白石右衛門宛政宗書状のなか⁽⁴¹⁾に

「昨日考高玉へ及調儀、以見當無二取付為責自身乗懸候條、町取敗其儘寶城へ取入、城主為始三百余人討取、女房、童、馬牛訖撫切候而明隙候、旁満足令察候、高玉之地兼日者少地之様ニ承候キ、言語道断結構之要害、殊城主扱共無比類候而、町構取敗訖手堅持合候」

との記述がある。

このなかで、文意のうえから、「町取敗」と「町構取敗」とが共通するものとみられるので、先の町曲輪と同様に、町と町構が同義か、または町のなかに町構を含めてよいといった理解があったと思われる。なお、前掲(一)・(ア)引用記事でも、町口をもって直接町構の入口と解する見方とともに、町口の町は町構と別であって、町構は、町ロー町の延長線上に在ったと解することもできよう。いずれにせよ、位置的には、町曲輪と町構とは「町」の接頭語を共有する点からして狭義の町と密接な関係にあって、場合によっては、これらを一括して「町」と総称して差支えないような状況にあったとみられる。しかしながら、構造的な観点にたった場合、両者、町曲輪と町構とは明瞭に区別さるべき構造体であったのである。

『成實記』、

「先手之人數中新田近所へ押懸候内より、南條下總と申者町旋輪四五町出候処を、先手の人數一戦仕内へ押込附入に致し、二三の施輪町構迄放火仕候」⁽⁴²⁾

とみえ、また、『貞山公治家記録』、天正十六年二月七日條に「二三ノ曲輪町構ヲ放火ス」⁽⁴³⁾とあり、これらの記事中に町曲輪と町構とを列記しているのは、両者が外観上明らかにそれと知られる別箇の構造であったことを示している。

いったいに、曲輪の語源は「めぐるわ」、「わ」は輪中の輪であろうし、一般に城や城塞などの周囲に土や石で築いたものと理解されている。そうだとすると、町曲輪と同じ防禦施設で、しかも町曲輪と区別される町構がどんな風なものであったのか、一定の区画地を柵木、矢来風乃至逆茂木様の材で囲ったものではないかと思うのだが確証はない。

近世の「^{かまえ}構」の語には、ものを排除する旨の意と、周囲を囲うという意味があったようである。

『成實記』に次のような記事がある。

「窪田にも、外やらひ被成可然由に而窪田の川を外に被成堀をほり土手を築垣を御結せ候」⁽⁴⁴⁾

この「外やらひ」という臨時の構築物も、町構の構造を考えるうえで参考となろう。「やらふ」は迫払うの謂いである。

町構、それがもつ軍事上の機能は、『貞山公治家記録』天正十七年五月四日条にみる如く、まさしく「外城」であった。無論、この外城には町曲輪を含めてもよい。

「外城」は、先述基本型に即していえば町なのだが、これを単に本丸以下の実城の補助的防禦施設と捉えるならば大きな間違いである。次にその例証を挙げておこう。

鮎貝城の場合、鮎貝方が町曲輪に押詰められて、五十餘人が討取られ、「実城許りニ執成」されてしまうと、城主は一日も支えられず、夜半密かに逃亡してしまうのである。⁽⁴⁵⁾

阿子嶋城の場合はこうである。城主阿子嶋治部は、伊達方によって町構・三ノ曲輪まで攻崩されると、忽ち戦意を喪失し、敵の軍勢が弓揚げたにもかかわらず、伊達成實を頼んで、「早速ニ外城攻取ラレ頼ミ無シ、城ヲ明渡シ引退クベシ、願クハ士卒ノ命ヲ助ケ下サレタシ」と降伏を申入れる始末である。城攻めを前にして、外城はまさに防禦の「頼ミ」なのである。⁽⁴⁶⁾

高玉城は、言語道断結構の要害であり、加えて城主の指揮ぶりも比類なかった。しかし乍ら、「町横取破訖者手堅持合候キ」という政宗書状の表現に拠るなら、「手堅ク持合タル」のは、「町構取破ルマテ」のことであつた。⁽⁴⁷⁾

これらの例は、城館の防衛戦略が、各部位施設の有機的連携の上に始めて成立することを示しているが、とりわけ、町曲輪や町構、所謂外城＝町が極めて重要な拠点であることを教えてくれる。

東北地方、戦国期城館の基本型が、「町＝外城－実城」であつたことは先述の如くである。試みに、これを本前川城にあてはめてみよう。

同館址周辺の地形を観察すると、西から東へ流れる立野川により北部小丘陵と南方に展開する平野部に大きく分けられる。標高230m程度の小丘陵と、これから東方に張り出す平地がひとつのまとまりを呈している点や、本城山や本城なる地名が伝えられていることから、この地域が「実城」で、本丸等が配されていたと考えられる。そうすると、今回発見された本屋敷遺跡の町割状遺構は、「町＝外城」である可能性がある。町本来の意味は区画することにあつた。更に個々に区画されたなかの建物には、上番の下士（補註）が配されており、更に大きく外側を堀や柵木で区画して、先述「外やらひ」様の恒常的な構造を形成していたと思われる。

これが町構乃至町曲輪であつた。

本前川城築城の計画は、外辺に町構を構営し、また、立野川を水堀に見倣し、更に背後なる本丸等を配するという重畳かつ有機的な防禦線を念頭においてたてられているとみられる。

補 註

当時、広義の「町」に居住する者が町ノ者や町人と他から呼ばれ、自らも称したと解されるが、封建的身分制度が確立した近世とは違い戦国期にあつては、軍事組織の一端に組み入れられた例もあった如くである。『貞山公治家記録』慶長五年十月六日條に

「其外、直江山城守鐵砲頭極楽寺内匠、福嶋検断黒澤六郎兵衛、問屋野邊六郎兵衛、山伏金剛

院及ヒ町人三十四人同心シ、信夫郡長井川ノ橋ヲ引落シ何レモ連判ヲ調べ、公再ヒ福島へ押寄セ玉フニ於テハ、燧ヲ挙テ忠勤ヲ勸勵ムヘキ旨伊達兵部成實ヲ以テ言上ス」

とあるように、検断、町人三十四人等が一味同心して、伊達方に内通を申出ている。程度の問題ではあるが、町人が自らの運命の帰趨を自ら選択しようとしている点は興味深い。同記事中いささか気になるのは、鐵砲頭極楽寺内匠のことである。『貞山公治家記録』天正十六年五月十九日條に

(ア) 御町鐵炮、小十郎鐵炮撃初メ仰付ラル

同年壬五月十六日條に

(イ) 田村ノ内大蔵城へ御働キ、町組鐵炮、下中鐵炮并ニ小十郎鉄炮撃懸サセ、町曲輪ヲ焼払ハル

同、同年同月十七日條に

(ウ) 其上大蔵_江御はたらき御町てつぼう下々、小十郎てつほうかけさせられ、町やきちらせられ候

同、同年七月一日條に

(エ) 御まといのふし、御てつほう衆めしつれられ候、てき上申候ところへ御町てつほうかけさせられ候

とみえるが、(ア)、(ウ)、(エ)の御町てつぼうが(イ)の町組鉄炮に相当することがわかる。なお、(イ)の下中鉄炮、小十郎鉄炮にふれておくと、『貞山公治記録』天正十三年壬八月二十七日條に「即チ御旗本足輕鉄炮、御不断組土鐵炮、都合五百挺計り」とあり、この表現に拠ると下中鉄炮は御不断組土鉄炮等の略称であり、また、小十郎鉄炮は、片倉小十郎配下の御旗本足輕鉄炮の謂いであったと解される。この種の鉄炮組には、宮城御てつほう、大内てつほうの名を拾うことができる(日記天正十六年六月十三日條)。

御不断組土鉄炮、御旗本足輕鉄炮の名称が、正規兵組織に相応しいことは異論なからうが、町ノ者、町人により組織された鉄組もまた正規の軍事的単位として戦闘に参加していることを知るのである((イ)、(ウ)、(エ))。それ故、多少憶測めいた論ではあるが、極楽寺某は御町鉄炮組の鉄砲頭であり、町人三十四人等は同組に属する者たちではなかったかと考えるのである。いずれにせよ、「町」が軍事施設に他ならぬ存在であったことを示す有力な証拠といえよう。

註

1. 『宮城県史』三十二卷(史料集Ⅲ) 116頁所収、奥に延寶五年書立の旨を記す。
2. 『仙臺叢書』第四卷112頁所収
3. 『性山公治家記録』卷之二、宝文堂本一卷207頁
4. 註3
5. 『性山公治家記録』卷之三、宝文堂本一卷231頁
6. 同上卷之二 宝文堂本一卷327頁
7. 同上卷之十一 宝文堂本一卷578頁
8. 『伊達政宗卿傳記史料』(以下伝記史料と省略)
9. 『性山公治家記録』卷之十 宝文堂本一卷596頁
10. 同上卷之十一 宝文堂本一卷577頁
11. 『大日本古文書 伊達家文書』之一150頁
12. 『貞山公治家記録』卷之二 宝文堂本一卷339頁以下
13. 「成實記」『仙臺叢書』第三卷231頁
14. 『貞山公治家記録』卷之三 宝文堂本一卷355頁
15. 『貞山公治家記録』卷之五 宝文堂本一卷410頁
16. 日記 十七日み條、『伝記史料』170頁
17. 『貞山公治家記録』卷之九 宝文堂本一卷512頁
18. 註17
19. 「成實記」『仙臺叢書』第三卷265頁
20. 註19
21. 『貞山公治家記録』卷之九 宝文堂本一卷513頁
22. 『貞山公治家記録』卷之九 宝文堂本一卷515頁
23. 註22
24. 五月八日付白右宛政宗書状(伊達寧裕氏所蔵文書)『伝記史料』252頁
25. 註24
26. 「成實記」『仙臺叢書』第三卷266頁
27. 『貞山公治家記録』卷之九 宝文堂本一卷518頁
28. 日記十九日條『伝記史料』255頁
29. 「成實記」『仙臺叢書』第三卷267頁
30. 『貞山公治家記録』卷之十七 宝文堂本二卷291頁
31. 記録拔書六日廿七条『伝記史料』466頁
32. 『貞山公治家記録』卷之二十上 宝文堂本二卷435頁

33. 同上 436 頁
34. 同上438頁
35. 同上439頁
36. 「政宗君治家記録引證記」『伝記史料』 592頁
37. 『貞山公治家記録』 卷之二十下 宝文堂本二卷485頁
38. 「記録拔書」『伝記史料』 625頁
39. 「政宗君治家記録引證書」『伝記史料』 116頁
40. 『貞山公治家記録』 卷之二 宝文堂本二卷339頁
41. 註24
42. 註13
43. 『貞山公治家記録』 卷之三 宝文堂本一卷355頁
44. 「成實記」『仙臺叢書』 第三卷256頁
45. 『貞山公治家記録』 卷之二 宝文堂本一卷341頁
46. 『貞山公治家記録』 卷之九 宝文堂本512頁
47. 註24